北秋田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成２９年９月１５日 制定

　令和　２年９月１５日 改正

北秋田市農業委員会

第１　基本的な考え方

　農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年４月１日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の取り組むべき業務として、明確に位置づけられた。

　北秋田市においては、米代川、小又川、阿仁川等河川地域沿線を中心に平地では稲作が盛んである。丘陵地では畑、草地等が混在した利用がなされ、一部の台地及び傾斜地では樹園地として利用されている。

　しかし、中山間地域も少なくなく、農業者の高齢化を背景とする遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法を活用しながら取り組んでいく必要がある。

　北秋田市では、遊休農地率１％以下、農地の集積率70パーセント以上の基準を満たしており、農地利用最適化推進委員を置かないこととしているが、以上の観点から、「農業委員会等に関する法律」第７条１項に基づき、農業委員が担当区域ごとの活動を行い、それを通じて「農地等の利用の最適化」が進んでいくよう、北秋田市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

　なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の８割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和５年を目標とし、農業委員の改選期である３年ごとに検証・見直しを行う。

　また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年３月４日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第２　具体的な目標と推進方法

１．遊休農地の発生防止・解消について

(１)遊休農地の解消目標

　遊休農地の解消目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積(Ａ) | 遊休農地面積(Ｂ) | 遊休農地の割合(Ｂ/Ａ) |
| 現　　　　在(平成29年３月) | 6,350.0　ha | 9.8　ha | 0.15　％ |
| ３年後の目標(令和２年３月) | 6,351.8　ha | 8.0　ha | 0.13　％ |
| 改正時の現状(令和２年３月) | 6,215.6　ha | 15.6　ha | 0.25　％ |
| 目 標(令和５年３月) | 6,115.6　ha | 9.2　ha | 0.15　％ |

【目標設定の考え方】

　管内の農地面積は過去３年間で約144ha減少しており、今後３年間で約100haの農地減少が予想される。優良農地の確保を前提とし、非農地判断等を含め解消目標は令和５年までに0.10％の割合減少とする。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

　①　農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

　　　農業委員を５の区域に分け、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第１項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第１項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

　　　なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

　　　利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

　　　利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

　②　農地中間管理機構との連携について

　　　利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

　③　利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、Ｂ分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判定」を行い、守るべき農地を明確化する。

２．担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）担い手への農地利用集積目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積（Ａ） | 集積面積（Ｂ） | 集積率（Ｂ/Ａ） |
| 現　　　　在(平成29年３月) | 6,350.0　ha | 4,983　ha | 78　％ |
| ３年後の目標(令和２年３月) | 6,351.8　ha | 5,081　ha | 80　％ |
| 改正時の現状(令和２年３月) | 6,215.6　ha | 5,046　ha | 81　％ |
| 目 標(令和５年３月) | 6,115.6　ha | 5,075　ha | 83　％ |

【目標設定の考え方】

　　　「北秋田市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」では、令和２年までに集積率を80％にすることを目標としており、すでに達成済みであるが、管内の農地面積の減少が予想されるため、令和５年の目標を83％とする。

（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

　①　「人・農地プラン」の作成・見直しについて

　　　農業委員会として、現状の把握に努めるとともに、地域ごとに人と農地の問題解消のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実用性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに向け、北秋田市農林課と連携を強化する。

　②　農地中間管理機構等との連携について

　　　農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリストアップを行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

　③　農地の利用調整と利用権設定について

　　　管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

　　　また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

３．新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新規参入者数（個人）（新規参入者取得面積） | 新規参入者数（法人）（新規参入者取得面積） |
| 現　　　　在（平成29年３月） | １ 人（0.8　ha） | ３　法人（46.1　ha） |
| ３年後の目標（令和２年３月） | ４　人（3.8　ha） | ９　法人（106.1　ha） |
| 現　　　　在(令和２年３月) | ４ 人（12.5　ha） | ８　法人（70.4　ha） |
| ３年後の目標(令和５年３月) | ７ 人（15.5　ha） | １１ 法人（100.4　ha） |

※個人は１ha、法人は１０haとして想定

【目標設定の考え方】

新規参入者数は、過去３年間において個人では３人、法人では５法人の新規参入があった。しかしながら、法人設立に関して北秋田市内ではある程度設立が落ち着いた傾向にあるため、年間の新規参入を個人では１人、法人では１法人とする。

　※　「新規参入者」とは、個人については、農業従事経験の有無を問わず、過去１年間に土地や資金等を独自に調達し、新規で農業経営を開始した経営の責任者をいう。ただし、農家出身でＵターンや退職等を機に、相続・分家等により親の農地を譲り受けて農業経営を開始した者は含まない。法人については、過去１年間に土地や資金等を独自に調達し、新規で農業経営を開始した農地所有適格法人及び解除条件付きで貸借の許可を受けた一般法人等をいう。

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

　①　関係機関との連携について

市、県、農地中間管理機構、農協等と連携し、新規参入希望者の情報を共有し、各種補助制度や有利な融資制度に関する情報のほか、主に農地に関する情報を提供する役割を担うとともに、農地所有者との架け橋となる支援活動を行うことにより、新規参入の促進を図る。

　②　企業参入の推進について

　　　担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の促進を図る。

　③　農業委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。